

国保の「限度額適用認定証」・ 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の 更新をしましょう。

医療機関で受診し、1か月の自己負担限度額を超えたときは、病院の窓口で「限度額適用認定証」を提示することで、支払額が自己負担限度額までとなり、多額の現金を支払う必要がありません。

現在発行されている「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限が7月31日で切れます。8月1日以降、必要な方は下記により更新の手続きをしましょう。

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請方法等

- ①申請を行う際に、国民健康保険税の滞納がないことが要件です。
- ②医療費が高額になりそうなときは、お問い合わせの上、申請してください。

- 持参するもの……保険証、印鑑(認印でも可)
③外来および入院するときに、認定証を病院に提示してください。
④長期入院(1年間に90日以上)該当候補の方は更新の手続きの際に入院の期間がわかるもの(入院期間が記載された領収書等)をご持参ください。

未申告者の皆様へ

高額療養費制度の自己負担限度額は、申告されている方はその所得に応じた金額になりますが、世帯に未申告者が1人でもいる場合は、一番自己負担限度額が高い区分ア【1か月の限度額が約26万円】が適用されます。まだ申告がお済でない方はお早めに申告ください。

お問合せ先: 福祉課〔保険・年金班〕国保担当 ☎985-7124

国保・後期高齢者
70歳以上の
皆さまへ

平成29年8月から、 高額療養費の上限額が変わります

高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額(月ごと)

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

		平成29年7月まで		平成29年8月から	
適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (数回 44,400円 ^{※2})	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (数回 44,400円 ^{※2})
一般	課税所得 145万円未満の方 <small>(※1)</small>	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 (数回44,400円 ^{※2})
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯		24,600円		24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目からは「数回」該当となり、上限額が下がります。

お問合せ先: 福祉課〔保険・年金班〕国保担当 ☎985-7124